

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実施方針についての面談

2. 日時：令和2年8月4日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、中田上席原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職、

岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他5名

5. 要旨

○ 日本原燃（株）から、再処理設備本体等の使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき以下の説明があった。

(1) 使用前事業者検査の項目及び方法の決定方針

- ・現時点で検討中である設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請の添付書類「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」（以下「QMS説明書」という。）に記載する設計プロセスから抽出した方法により検査を実施する。
- ・同プロセスにより整理した設計結果を元に検査項目、検査方法及び判定基準を決定し、検査の抜け、漏れがないように、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」を作成し、設工認及び再処理施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）への適合性確認検査のための検査計画及び検査要領書の整理を行う。

(2) 使用前事業者検査の実施方針

- ・再処理設備本体等の新規制基準対応に伴う設工認申請対象設備は、要求事項の変更有無や設備状態（新設、既設等）により4つ（①新規に設置する設備、②改造が必要な設備、③評価の追加・変更はあるが改造の必要がない設備、④その他の設備（基本設計方針、仕様等の追加のみ））に分類され、分類に応じた方法（検査の実施、過去の記録の活用等）により、技術基準規則への適合を確認する。
- ・検査の方法において、過去の検査記録等の確認により検査を実施する場合は、過去の検査から長期間経過していることから、当該機器等又はその部位がそ

の状態を維持していること（健全であること）の確認（以下「健全性の評価」という。）を検査前に実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・使用前事業者検査の実施方針については、資料の2.（2）表2に記載された検査項目ごとの検査概要及び判定基準の具体例を示し、整理すること。また、代替検査についても、検査対象、検査項目及び検査方法の具体例も併せて示し、考え方を整理すること。その際、資料の3. に記載された①～④の分類等を踏まえること。
- ・健全性の評価の位置付けについては、健全性の評価を含め新規規制基準への適合の確認を行う必要があるため、再度議論を行う。
- ・別紙「使用前事業者検査と健全性評価の関係」については、次回以降に詳細の議論を行うこととしたが、設工認申請書や技術基準規則との関係も含め、再度考え方を整理すること。
- ・使用前事業者検査に関連する設工認申請書の記載事項「工事の方法」及びQMS説明書の記載事項についても併せて整理しておくこと。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について